

初診時の選定療養費のお知らせ

初診時の選定療養費とは、「初期の診療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

平成24年8月1日より当院では、**内科・外科**において、他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちでない初診の方は、初診料の他に選定療養費として**1,050円(税込)**をお支払いいただくこととなりました。

当院は、地域の中核病院として救急医療、高度専門医療に専念する役割をになっています。しかし、本来の役割である輪番医を含めた救急医療、高度専門医療、重症患者さんの診療に加え、外来に風邪や胃腸炎などの軽症の初診患者さんが多数受診されますと、中核病院としての役割に専念できない状況です。今後、当院は国の指針に従い中核病院と開業医がそれぞれの特長を活かし、お互いの機能と役割を分担し、「地域全体で地域医療を支えよう」という趣旨のもとに、初診時の選定療養費を採用させていただきます。

なお、当院、地域医療機関の諸事情を考慮し、**内科・外科**に限定し、実施いたします。

◎初診時の選定療養費をご負担いただく必要のない方

- ・ 他院からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちの方
- ・ 緊急の場合(救急車での搬送)
- ・ 現在、当院にて継続して治療中で、さらに他科で診察を受けようとされる方
- ・ 生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- ・ 特定の疾患や障害などで、各種の公費負担を受給されている方

※福祉医療費支給制度受給の方は、ご負担いただきません。

当院では、地域の医療機関と協力して地域医療の向上に努めております。「紹介状(診療情報提供書)」のない方の診療も受け入れておりますが、**できるだけ開業医を受診し、必要に応じ「紹介状(診療情報提供書)」を書いていただき、当院を受診されることをお勧めします。**

地域医療連携を推進し、地域医療の充実のために、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。